

## 募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

平成 24 年 10 月 16 日改正  
(平成 17 年 12 月 30 日制定)  
中原証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
  - (1) 新規公開株の場合  
新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
    - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後 4 時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の全量を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一人のお客様からの抽選の申込み数量の上限は、原則、委託販売団の販売条件による 1 顧客当たりの上限株数、一人のお客様への当選数量の上限は、原則、委託販売団の販売条件による 1 顧客当たりの上限株数としております。
    - ② 抽選に当たっては、営業部店より引受部に送付された抽選対象となる顧客の氏名の記載された需要申告及び配分の申込み受付順に番号を付し、その番号に対し、抽選により抽選順を決定いたします。次に検査部立会いの上決定された抽選順に基づき抽選を行い当選番号を決定いたします。
    - ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
    - ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。
    - ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。
      - イ ブックビルディングの需要が積みあがらない場合
      - ロ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
      - ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
  - (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
    - ① 適合性の原則に関する基準  
当社に過去 1 年以上前より口座を開設していただいております、株式のお取引を行っていただいておりますお客様を中心に、新規公開株のリスクをご理解いただいた上で配分を行うこととしております。
    - ② 短期売買の排除に関する基準  
当社は、新規公開株の特性を重視し、長期安定的に保有していただくお客様を中心に配分を行います。そのため、過去、当社で配分した後、直ちに売却を行っていただくお客様へは、長期安定的に保有していただけるお客様に比べて配分数量が少なくなりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。
    - ③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準  
当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいておりますお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。
  - (3) 新規公開株以外の場合  
株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記 (2) の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、同一顧客に過度に集中するような配分は行わないよう留意しております。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3. (1) ①を参照。）ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。（新規公開株の抽選による場合については、3. (1) ①を参照。）
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社で作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社の営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。  
なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以上